

第 16 回 高知県森林整備公社経営検討委員会

開催日時	平成 24 年 2 月 20 日 (月)	10 時 00 分 ~ 10 時 36 分
開催場所	高知共済会館 3 階 中会議室	
参加者	(委員) 根小田渡委員 (委員長)、橋本誠委員、金子努委員、高村禎二委員、 中越利茂委員、森永洋司委員 (高知県) 田村林業振興・環境部長、大野林業振興・環境副部長、 國吉森づくり推進課長、渡辺企画監 (分収林改革担当)、	
欠席	武田裕忠委員、戸田文友委員	
司会	森づくり推進課 山中	

(司会)

時間になりましたので、ただ今から第 16 回森林整備公社経営検討委員を開催いたします。私、事務局を担当しています、森づくり推進課の山中です。どうぞよろしく願いいたします。

本日、武田委員及び戸田委員におかれましては、所用のため欠席との連絡を受けております。

最初に、お手元にお配りしております資料のご確認をお願いいたします。

一番上が、第 16 回高知県森林整備公社経営検討委員会、配席表でございます。

次に、本日の検討委員会の会議次第でございます。

次に、資料 1 「森林整備公社の『経営改革プラン』と今後の方向性について」でございます。

次に、資料 2 「高知県森林整備公社の経営改革プラン (案)」でございます。

最後に「森林整備公社長期収支見通し」、両面コピーになっております。

本日の資料は以上でございますが、不備がございましたらお申し付けください。よろしいでしょうか。

本日の日程はお手元の会議次第のとおりです。

それでは、ここからの進行を根小田委員長をお願いしたいと思います。根小田委員長、よろしく願いします。

(1) 「改革プラン」について

(根小田委員長)

はい、おはようございます。年度末、大変お忙しいところをお集まりいただきありがとうございます。ありがとうございます。

前回の委員会では、「高知県森林整備公社の経営改革プラン（案）」の検討を行いました。ほぼ最終的にまとめることができたわけですが、本日は最終的な審議を行った上で県の方に報告すると、そういう場にしたいと思っておりますのでご協力のほどよろしく願います。

それでは議事に入りますが、まず最初に前回ほぼまとめました、「高知県森林整備公社の経営改革プラン」について、事務局の方で12月の議会等で説明を行っておりますので、そのことについて最初に事務局の方から報告、ご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

（事務局）

はい、それでは資料1をお願いいたします。これは、経営改革プランの概要といたしまして12月議会で説明をしました資料です。

この中ほどの下の方にありますように、経営改革プランを踏まえた次年度からの取り組みと、そして公社の今後の方向性につきましても併せて説明をさせていただきました。1の経営改革プランの概要につきましては、これまでも検討してまいりましたので説明を省略させていただき、2の経営改革に向けた取り組み以下につきまして簡単に説明をさせていただきます。

この資料の中ほどからちょっと下の方の、経営改革に向けた取り組みでございますが、県といたしまして森林整備公社と連携を図りながら、経営検討委員会からご報告をいただきます経営改善策に関係団体や森林所有者の皆さまにご協力をいただきながら、来年度から全力で公社改革に取り組んでまいりたいと考えておるところです。

改革後の公社の将来像でございますが、まず2ページ目のA3の公社県貸付金の推移イメージ図をお願いいたします。

上半分でございますが、これは昨年の2月議会で説明をさせていただきました将来収支が約146億円赤字見通しとなる場合の、公社の一般会計のイメージ図でございます。このイメージ図でいきますと、主伐が本格化します2040年ごろまでは、公庫・市中元金借入額のほかに公社の運営にかかる経費不足分、青の左の方にあります棒グラフでございますが、県の貸付金が発生しまして上端の柿色の借入金総額、現在279億円という数字がございますが、これが少しずつ増えていくイメージ図になっております。

下半分が改革後のイメージ図ということでございまして、公社が事業活動収支の黒字化を改革によって継続するということになりますと、公庫・市中元金償還以外の貸付金がほとんど発生しないということをご想定してございまして、そうしますと借入金の上端のこの点線の、柿色の部分でございますが、現在の貸付額以上に増えずに、徐々に減っていくイメージとしております。

そして主伐につきましても、この分収収益金の所でございますが、できるだけ計画的に伐採することといたしまして、前倒し伐採等によりまして貸付金の総額は2035年位からなだらかに減りまして、改革前のイメージ図よりは最終収支が改善されると。そういったイメージとしております。

なお公社の山は、公社営林と教育の森を合せますと造林面積が約1万5千ha、そして蓄積量が700万m³を超えるということが予想されておりますことから、1m³当たり千円の価格変動で約24億円位の増減があるなど、今後の材価変動で最終収支は大きく変わってくるということになります。

このように超長期のイメージは、不確定要因が多いということも事実でございますが、可能な限りこのイメージ図に沿った改革を実行し、最終収支の赤字の改善に繋げてまいりたいと考えております。

次に、1ページ目に戻っていただきたいと思っております。下段の3の将来像の要点でございますけれども、ポイントといたしましては、公社改革を継続的に実行していくことによりまして、先ほども言いましたように借入金総額を現在以上に増やさないようにすると。これが一つのポイントでございます。

そして、25年度から稼働します大型製材工場への木材供給も視野に入れまして、公社営林のスケールメリットを活かした計画的な伐採、有利販売を目指して将来収支の見通しの改善に繋げると。そして公社営林を社会的資産といたしまして、これまでも公社が果たしてきた公益的な役割を担っていくということでございます。

12月議会では、改革プランの概要と併せましてこういった説明をさせていただきましたところ、議員の皆さま方からは新公益法人の移行についての質問、そしてEランクの山の契約解除の見通し、利用間伐収入で得られる収入は少なく主伐収入や管理をする森林を減らすなどの努力が必要だと。そして、分収割合の見直しは収支が改善をするので真剣に取り組んでもらいたい、などの質問とかご意見がありました。この経営改革プランについて特に変更等の意見はございませんでした。

説明は以上でございます。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。

ただ今の説明に対して何か、委員の方ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

特にございませんですか。ないようでしたら、今日の本題であります「改革プラン」の最終案についてですけれども、森永委員、橋本委員と事務局の方で調整していただいて、一部変更箇所もあるようですが、最終案の中身について事務局の方で説明をお願いいたします。

(事務局)

「改革プラン（案）」の42ページをお願いいたします。

分収割合の見直しの表現の修正でございます。前は、「分収割合の見直しだけでなく、たとえば主伐収入以外の利用間伐収入等のみを見直す」という、この「等」を具体的に、「利用間伐収入の配分の見直しや分収林管理に必要な将来投資額の造林地所有者負担についても」という、ふうに具体的に記述を変えさせていただいたということでございます。

それと、お手元に最後に「森林整備公社長期収支見通し」という1枚の表がございまして、これは10回の検討委員会で146億円の赤字になる可能性があるとして、検討した際の資料を附則資料の6ページと7ページの間に追加をさせていただきたいということでございます。

以上が、変更箇所でございます。

（根小田委員長）

はい、変更箇所のみ今説明をいただきましたが、最終的な報告の最終案についても含めて、特に委員の方、ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

特にないようですが、本日、武田委員、戸田委員が諸事情で欠席されておりますけれども、両委員ともこの最終的な「改革プラン（案）」については、「特に修正すべき箇所はない」というご意見のようですので、その点を踏まえて最終案を決めたいと思います。

特にご意見ないようでしたら、この内容で県の方に報告書をお渡ししたいと思うんですけども、本日は最終的な最後の会議でもありますので、これまで当初の見通しよりも大分時間をかけて、長い間検討していただいたわけですので、各委員の方の森林整備公社の問題、あるいは県の方に対するご要望だとかご意見だとか、またこの間の議論についての感想だとか、そういうことがございましたらぜひお聞かせ願いたいなと思っております。

今日はお一人ずつご意見・ご感想等いただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか、どちらからいきましょうか。金子委員の方から。

（金子委員）

金子です。これまで長い間、各委員の先生方、並びに事務局の方々には大変お世話になりました。どうもありがとうございました。

私も法的な立場からこの委員会に関わらせていただきまして、一番思ったのはやはり制度がものすごく硬直化したままでここまできていて、大きく根本的に修正ができてないと。そういう問題点が一番印象に残って、問題ではないかというふうに感じました。

一番感じたのは、やはり繰上償還を、材価が下がっていて今までのビジネスモデルでは成り立たないのは明らかとも言えるべき状況であるのに、それを公庫の事情などでそれが認められないというような部分については、もうちょっと柔軟な対応が、現状からすれば認められて然るべきではないかというふうに、金融の知識は素人でございますけれども率直に感じました。

国から、一定特別交付税の交付などはあっているというふうなお話がありましたけれども、なお踏み込んだ対策というものが、この森林整備公社の問題では、国としてとるべきではないかというふうに感じた次第であります。この点については、各県で国の方に引き続いて「もっと抜本的な対策を」という働きかけをしていく必要が非常に強いのではないかというふうに考えました。

ただ、国の問題はあるとしても分収林は存続しておりまして、木も山もそこに存在するわけでございますので、この森林の公益的な機能という点からしても契約を締結した当事者であります公社、またそれを監督する森林行政に携わる県という立場からすれば、当然これは引き続き取り組んでいかないといけないと。今の制度を前提にしても取り組んでいかなければいけないのではないかと、というふうに考えております。

県の方々また公社の方々は、大変な作業というか仕事が残っておるわけでございますけれども、県民の皆様の負担軽減・森林活用の維持という点から、引き続きご尽力いただくということが不可欠になってくるのではないかと思います。

またその際には、これはちょっと申し訳ないと思っていたんですけども、造林地所有者に新たなご負担をおかけすることになる、例えば分収割合の変更をお願いしたり、また管理費の一部負担をお願いすることになったり、またEランクの山には合意解除のお願いまでするというような方向性を打ち出しております。そういった新たなご負担をおかけすることになる造林地所有者の方々に、丁寧なご説明をされてご理解を得られるようなご努力を、大変な部分だと思いますけど、されていくということをどこかに留めておいていただいて、今後の事務を進めていっていただきたいと思っております。

またそのご理解が得られる方法、一度案をちらっと申し上げたこともありますが、何かご理解が得られやすいような制度を引き続きご検討いただけたらというふうに考えております。

以上でございます。

(根小田委員長)

ありがとうございました。高村委員よろしく。

(高村委員)

高村です。どうも長い間この委員会に参加させていただいて、ありがとうございました。

この委員会ですべて分収林のことを勉強させていただいたんですけど、やはり制度ができた時の計画と、そのズレが生じ始めた時があって現在の状況があるわけなんですけど、この委員会に参加して初めて分かったんですけど、そのズレが生じ始めた時に問題を、帳簿上は全然バランスが合っているというふうなそういう状況で、実際に売って山の評価をすると赤字が出るというふうな、そういう状況だったので、問題が先送りされてきたのかなというふうな気がしました。

もうちょっと早い段階で何か手を打っておけば、別の方向もあったのかもしれませんが、公社存続という形を今回とったわけですが、これもまだ計画を見ると何十年か先までありますので、今後材価が回復してきてもっと別の手があるかもしれないし、益々材価が悪くなってきて別の方法をまたとらなければいけないと、いうふうなことがあるかもしれません。その時に、やはり問題を先送りせずに、問題が生じた時にタイムリーに対策をとっていくということが大事じゃないのかなという気がします。

現在の森林公社という体制自体がどうかということについても、今回は存続ということになったんですけど、公社のあり方ですね、そういうことも適宜見直しをしながら、公社がこういう仕事をやっていっていいんだろうかというふうなことは、森林行政に携わる県も含めていつも検討していってもらえたらいいのかなという気がしました。

森林というのは、高知県にとっては財産で、これをどういうふうに活かしていくかというのが県勢の浮揚に関わってくることだと思いますので、ぜひいい方向にこれからいくようにしていただけたらいいかなと思います。

どうもありがとうございました。

(根小田委員長)

はい、それでは原案を作成していただいたお二人には後でお話ししていただこうと思います。中越委員。

(中越委員)

中越です。よろしくお願いします。

この委員会に、いわゆる森林の現場の者として参加をさせていただきまして、本当にいろんな方の意見をお聞きし、また勉強になりましたことを改めて御礼を申し上げたいと思います。

今回の改革プランにつきましては、林業の現場として、いわゆる臨むべき方向の決着をさせていただいたのかなというふうに考えております。その中で、改革の基本構想にあります、いわゆる繰上償還を目的により契約を解除して、新たに契約を結んで公庫資金の有利子負債返還といいますか、そういうものを減らして経費を削減していこうという目的は、今金子さんからお話があったとおり、そういう方向にはならなかったんですけども、結果的に現場の管理とかいうものを、ぜひ地元の森林組合なり事業者に管理を委託して、公社の人件費などの軽減を図るべきだと。委託を受けた森林組合では、来年度から直接支払制度という新たな間伐を中心とした支援の制度に変わってまいります。それは、集約化された一定の面積、搬出間伐を主体とした施業に対して支援をしますよというふうな方向になっています。

この場合、森林所有者と森林組合がそうした契約の基で集約化をしていくわけですがけれども、その大きな一つの施業の箇所として、ぜひ森林整備公社の施業地も入れて、面積要

件としては1/2以上の、全体の面積に対するそうした集約化された面積が必要となっておりますが、地元の組合としては、公社を含んだ私有林のそうした森林整備を進めていきたいというふうに考えています。

公社の経営改革、かつ地元の森林組合のそうした経営の安定化、かつ私有林も含めた森林整備もきちっとしていきたいと考えていますので、そうした方向をぜひ公社の方、また県の方もそれぞれの組合との話し合いによって、施業を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。それでは、橋本委員お願いします。

(橋本委員)

はい、今回こういう形で改革プランというのを作成されたんですけども、今朝の新聞にもありました様に、これを実行していくことは容易なことではないという、なかなか難しいハードルがあるということは書かれてあったと思うんですけど、本当に私もそういうふうに思っております。

この改革プランを作成したことで、経営改革の話は終わったわけではなくて、ここからスタートになるわけで、この経営改革プランに基づいて経営改革を進めていただきたいと思います。

今回の経営改革プランの内容というのが、非常に細かくいろんな論点を網羅しておる内容になっておるかと思うんですけど、この経営改革を進めるにあたって、この方向性の所にも出てあるんですけど、「まず公社改革を3年間集中的に取り組む」とあるんですけど、短期的に経営改革を実行していったら、それがどの程度達成されているかという意識を持って見直していったら、この経営改革プランも修正等を、もしもうちょっとこういうふうに修正したらもっと収支が増えるとか、そういうことがあればそういう微調整というか、修正を加えながらより良いその時々での経営改革を実行していただけたらよいかと思っております。

それと私も、皆さんも思ってたっしやると思うんですけど、金融機関への早期償還による支払利息の軽減、そちらができなかったことがとても残念だなと思っておりますが、それも諦めることなく、その可能性を探っていくことが大事なんじゃないかなと思っております。

ありがとうございました。

(根小田委員長)

はい、森永委員よろしくお願いします。

(森永委員)

はい、森永と申します。

今回、この経営改革プランに携わらせていただきまして、このような形で提出することができました。これは皆さんのおかげだと思っております。非常に私個人といたしましても、大きな仕事をさせていただけたと思っております。

これまでにいろんな事業所、あるいは会社のことを見ておりまして、経営が思わしくなくなってきた会社の、一番共通している所はモニタリングができていないということです。要は、計画と実績の差異につきましてどういうふうに計画通りに持っていくかという、そのモニタリングができてないというのが、やはり赤字経営に陥る会社の典型的な形です。

ですから、今後この経営改革プランができましたので、このプランに沿って実態がどのように動いているのか、逐次モニタリングをしていただきたいと思えます。それがやはり森林整備公社の今後の行く末を決定づけることになると思えます。ぜひモニタリングをよろしくお願ひしたいと思えます。

ありがとうございました。

(根小田委員長)

はい、どうもありがとうございました。

後で事務局の方のコメントをまたいただくことにしまして、私の感想ですけど、林業問題については本当に素人でしたので、県の行革との関係でちょっと荷が重い座長の役を務めさせていただきましたが、現場の委員もおられて、経営の専門、明るい方もおられましたので、いろいろ皆さんのご意見を参考にしながらなんとか取りまとめができたかなというように思います。

県民あるいは外部からいろんな意見があると思うんですけども、基本的な今後の方向性は定まったと。各委員おっしゃったことの繰り返しになりますけども、しかしスタートラインであって、乗り越えるべき問題は非常に多くあるわけですね。前途多難でもあるということだと思います。

これも何人かの委員がおっしゃたように、具体的な実行の段階での検証作業、これは欠かせないと。微調整も要ると。場合によっては、個人的には基本的な方向性についての見直しみたいなものも必要になる場合もあり得るかもしれないと、いうことで県の担当部局及び公社の方では腹をくくって取り組んでほしいと。これまでのように問題を先送りするような発想は、ぜひ今後は一切取らずに取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

そういうことで、改革プランを県の方にお渡ししたいと思うんですが、その前に事務局の方から何か。今、各委員からいろいろご意見・ご感想が出ましたけど、県の方の、何か特にコメントがありましたら。後でやりますか。

(田村林業振興・環境部長)

後でまとめて。

(根小田委員長)

そうですか。改革プランの検討委員会のまとめをお渡しすることにいたしましょう。

それでは、先ほど申しましたように腹をくくって取り組んでいただいて、具体的な実行段階での検証作業も欠かさずに取り組んでいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

(委員会から県へ改革プランを渡す)

(田村林業振興・環境部長)

はい。

(田村林業振興・環境部長)

それでは、検討委員会の最後にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

ただ今委員長から経営改革プランをいただいたことで、この会は終了するわけですが、先ほど来、皆さまの方からも大変温かくも厳しいご意見をいただきました。

特に今回の経営改革プランは、ここがスタートでこれから実行ということが重要だということだと思います。それに向けて我々、全力を挙げていきたいと思っています。

それをまず申し上げまして、委員の皆さまには21年の11月以来、2年3カ月の長きにわたりましてこの検討委員会でお骨折りをいただきましたことに、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。

また委員長としてこの委員会を引っ張っていただきました根小田先生、また改革プランの原案を作成いただきました橋本委員、森永委員におかれましては、重ねてご労苦に対してお礼を申し上げたいというふうに思います。

この委員会におきましては、先ほどからもいろいろとお話ございましたけれども、大変厳しい公社経営において、将来における県民負担をいかに軽減するかということを最優先の課題といたしまして、公社の存廃も含めてご検討いただいたわけでございます。

他県におきましては、公社廃止といった劇薬的な処方箋を出された所もございまして、本県におきましては抜本的な経営改革に取り組むということを前提に、22年の9月の中間報告書で存続をする方向が望ましいということを出していただいた上で、その後も非常に長い期間にわたって細かな部分についてのご検討もいただき、9項目にわたって具体的な改革案をおまとめいただき、先ほど報告書をいただいたわけでございます。

今後、県といたしまして、先ほどいただきましたご意見に沿って、森林整備公社と連携を図りながら経営改善策について取り組みをしていきたいと思いをします。

そのためには関係団体、森林組合の皆さま、そういった皆さま方と協力をして取り組む必要があるというように思っておりますし、先ほどからもお話がありました繰上償還について、今回なかなか公庫の理解が得られずにできなかったわけでございますけれども、そういったようなことについても諦めずに取り組んでいきたいと思いをします。

更に国に対しては、これまで以上に国の責任と申しますか、について我々としても訴えていきたいというふうに思っております。その際、他県とも力を合わせて取り組みたいというふうに思っております。

更に申しますと、根本的な公社の経営改善ということを考えますと、これは立木価格をいかに上げていくかということだと思っております。このことに関しましては、産業振興計画の中で原木の1.5倍の増産といったようなことですか、あるいは加工・流通体制の整備ですとか、こういったことに取り組もうとしておまして、そういった中で県の林業を活性化していくということによって立木価格を高めていくと、そういうことに努めてまいりたいというふうに考えております。

委員の皆さま方におかれましては、大変お世話になりました。今後とも県の、この公社の改革の行方について見守っていただくようお願いいたしますとともに、今後益々のご健勝、ご活躍をお祈りいたしまして、会の最後にあたりましてお礼のご挨拶とさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

(根小田委員長)

あとないですか。特にほかの事務局からないようでしたら、以上で本日の委員会は終了したいと思います。

委員の皆さま、本当に長い間ありがとうございました。お疲れさまでした。

(委員・事務局)

ありがとうございました。